

平成 23 年第 8 回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成 23 年 1 月 8 日

与 論 町 議 会

平成23年第8回与論町議会臨時会会議録

平成23年11月8日（火曜日）午前9時23分開会

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第39号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議案第40号 工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）

2 出席議員（11人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
6番 本畠敏雄君	7番 坂元克英君
8番 喜村政吉君	9番 野口靖夫君
10番 麓才良君	11番 大田英勝君
12番 町田末吉君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町長 南政吾君 総務企画課長 元井勝彦君
建設課長 高田豊繁君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前9時23分

----- ○ -----
○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第8回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、3番供利泰伸君、8番喜村政吉君を指名します。

----- ○ -----
日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----
日程第3 議案第39号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第39号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。議案第39号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。歳入につきましては、普通交付税1,300万円を計上しております。歳出につきましては、道路維持費に町道修繕工事費として、1,300万円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ1,300万円を追加し、一般会計予算総額39億5,083万円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 1点だけお聞きしたいと思います。道路舗装に当たって、1,300万円計上しておりますが、材料費に幾らというように1,300万円の内訳があると思うのですが、その説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。今回計画していますのは、茶花の野本商店から叶池の十字路までに至る全線1,280メートルでございますが、そのうち430メートルにつきましては、先般の5号補正で予算を認めていただきました。残りの850メートルについてですが、水道工事やそういったものとの関係で段差がございまして、非常に通行に不具合がある関係で、今の舗装は、

表層工といいますか、アスファルトが5センチメートル敷かれております。その上に今の段差を解消するために1. 5センチメートルから2. 5センチメートル程度の平均厚2センチで、オーバーレイといいますが、オーバーレイをこの850メートルに施行したいと考えております。積算につきましては、電算できちんと積算いたしまして、幅7メートル30センチ程度の850メートルということで1,300万円の工事請負費を計上しているところであります。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 今、課長がおっしゃいましたが、水道工事の後や畠かんの工事後は、段差が生じているところがあります。例えば、風花苑辺りの道路のくぼんでいるところなど、急に車が跳ね上がるようなところも一緒に検討していただけないですか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。今回は限られたルートに関しまして緊急的に予算を計上して、なるべく通行に不具合が出ないようにということでおります。また、毎年500万円程度は予算をお願いいたしまして、段差や凸凹したところを補修するようにしております。さらに、畠かんの跡につきましては、沖永良部事務所と合い議しながら、埋め戻しの後、段違いが極端に出ているところにつきましては、沖永良部のほうにお願いいたしまして、段差を解消しております。また、水道課のほうにもなるべく原状復旧工事をして、埋め戻しをするようにとお願いしていますが、どうしても沈下をするなどの不具合が出ることがあります。また、道路通行上いろいろな不具合が出ているところでございますが、何とか事故のないようにということで、限られた予算で善処しているところであります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終ります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第40号 工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第40号、工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第40号、工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）の提案理由を申し上げます。与論町防災センター新築工事につきましては、工事請負契約を締結したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 2点ほどお聞きしたいと思います。契約の金額が8,500万円超となっておりますが、この中には配電等の設備等も全部含まれているのですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 含まれております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 次に、設計は三校建築設計事務所となっておりますが、これは、契約の方法としては随意契約になるのですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 設計のほうは、一応、当初、役場前のほうの設計がありました、その時には入札をいたしました。その後、少し変更がありまして、その時に工期や金額などを考えまして、2回目は随意契約をいたしております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この三校建築設計事務所と契約を結んだいきさつというか、理由などはありますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは、当初、役場前の設計は三校設計ということでしたが、先ほども言いましたとおり、これは、入札でしております。先ほど申し上げましたとおり、移転したところの設計については、地方自治法施行令の167条の5及び6でございますが、その後につきましては、工期的に非常に期間を取りたいということでありますと、その167条の2の5項の緊急の必要により、競争入札をすることはできないときと、それから、6項の競争入札に付することが不利と認めるときということで、当初の設計が利用できるということをございまして、三校建築設計事務所に随意契約をしたところであります。

○議長（町田末吉君） ほかにございませんか。9番。

○9番（野口靖夫君） 私は以前から、この申請地の近辺に対する質問や要望をしてきましたが、そのことは何かと申しますと、何か砂美地来館で夜イベントをするときに、この申請地に車をたくさんとめられるよう、車を持っている方々の利便

を図ってきたのです。私は以前から教育委員会や町長にも管理棟前の駐車場は街灯をつけて見えるようにしっかりとしてくれと何度も申してきました。いまだに何一つ改善されていません。夜、砂美地来館で何か催し物があるとき、管理棟前の駐車場、駐車場から砂美地来館までの傾斜になっている通路が非常に暗過ぎて大変だと。特に雨が降るときは、下に車をとめて砂美地来館まで走らなければいけません。管理棟前へ行ってみてください。教育委員会に言わせると「もう改善しました。」と言いますけれども、小さな豆電球を立ててもまったく効果はない。あれだったら無いほうが良い。万が一あそこで事故があつたらどうなるのですか。あれだけのイベントを砂美地来館で毎回行って、そこには大量の車が出入りするのです。真っ暗闇で危ないので豆電球ではなく、少しはしっかりと見えるように早急に整備してくれと申し上げてきたのです。管理棟前から砂美地来館に行く傾斜部分の暗さ、管理棟前の暗さ。そういったところを改善しないと、今、建築予定の防災センターも大変なことになると思います。防災センターができたら、車がとめられなくなり、管理棟前の駐車場にとめることが予想されます。私が申し上げているということは、いろいろな方から早急に改善してくれという要望が出ているからなのです。そして改善したと言われても全然改善していない。何十年たっているのですか。今度このような申請地に建物を建てるためにも、これを有効に活用させるためにも、もちろんこの車というものは砂美地来館前に駐車されると思うのですが、下の方の管理棟前にも駐車場があると思います。そこにとめて上まで歩いて行かれる方が多いと思う。そうなると、ますます管理棟前の駐車場から、砂美地来館に通じる傾斜のすごい道伝いになるのですね。それが暗かったり、雨が降っているときなんか、危険になります。身体障害者、健常者だってひっくり返る。だから、是非一緒に斜面の部分、そして管理棟前の駐車場がしっかりと見えるように、利便性を図っていただきたい。どうですか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前から、特に照明のことについては民間から要望があったのですが、催し物があるたびに、今言っていたことを非常に感じたわけですが、教育委員会と相談して早急に改善したいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） この防災センターの意見については、東日本の大震災の影響を受けながら、移転先が決まったわけであります。そして、この防災機器については砂美地来館のほうに設置するということで進めているわけでありますが、もう一度確認のために、お伺いしておきます。この防災センターの活用について具体的な計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは前検討委員会のほうでもいろいろと御指導いただきました。図面のほうにも記しておりますとおり、1階部分が事務室を兼ねた消防団員の詰所でございます。それから2階のほうですが、主に避難所として活用していきたいというところです。今、砂美地来館のほうを活用しておりますけれども、砂美地来館と連動しながら、避難所として活用していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 管理についてお伺いしますが、砂美地来館・プールについては、教育委員会の管轄で運営をしているわけでありますが、この会議をするときなどの活用の件について、向こう周辺を一括してどこかの窓口で利用できるような体制を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 現在のところは、教育委員会のほうと決めてはおりませんけれども、現段階におきましては、防災センターは総務企画課のほうで担当しておりますので、総務企画課のほうで管理していくことになりますけれども、将来的に指定管理された砂美地来館等とも連携しながら、どのような方法が一番良いのかというのは、関係機関と教育委員会と今後話を進めていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終ります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、工事請負契約について（与論町防災センター新築工事）は、可決されました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第8回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前9時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 供利泰伸

与論町議会議員 喜村政吉